

中間財務諸表

■中間貸借対照表

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
(資産の部)		
現金預け金 ※7	16,886	26,338
コールローン	40,000	40,000
買入金銭債権	36	35
有価証券 ※1,7,12	203,879	222,091
貸出金 ※2,3,4,5,6,8	512,146	508,888
外国為替	195	152
その他資産 ※7	3,693	3,169
有形固定資産 ※9,10	10,469	10,235
無形固定資産	263	356
繰延税金資産	3,169	2,476
支払承諾見返	2,349	2,075
貸倒引当金	△4,797	△3,931
投資損失引当金	—	△159
資産の部合計	788,294	811,728
(負債の部)		
預金	728,754	738,373
譲渡性預金	24,000	39,990
借入金 ※11	8,150	8,124
外国為替	0	0
その他負債	2,703	2,846
未払法人税等	36	47
リース債務	24	34
資産除去債務	—	36
その他の負債	2,642	2,726
退職給付引当金	128	104
役員退職慰労引当金	134	—
睡眠預金払戻損失引当金	57	62
偶発損失引当金	118	125
再評価に係る繰延税金負債 ※9	1,324	1,324
支払承諾	2,349	2,075
負債の部合計	767,720	793,025
(純資産の部)		
資本金	7,485	7,485
資本剰余金	5,875	5,875
資本準備金	5,875	5,875
利益剰余金	6,309	3,610
利益準備金	1,609	1,609
その他利益剰余金	4,699	2,000
別途積立金	3,907	4,407
繰越利益剰余金	791	△2,407
自己株式	△62	△63
株主資本合計	19,606	16,906
その他有価証券評価差額金	△631	196
繰延ヘッジ損益	△0	—
土地再評価差額金 ※9	1,599	1,599
評価・換算差額等合計	967	1,795
純資産の部合計	20,574	18,702
負債及び純資産の部合計	788,294	811,728

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間損益計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	当中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
経常収益	8,596	7,998
資金運用収益	6,869	6,483
(うち貸出金利息)	(5,575)	(5,266)
(うち有価証券利息配当金)	(1,208)	(1,174)
役員取引等収益	1,022	1,075
その他業務収益	530	273
その他経常収益	174	166
経常費用	7,434	10,053
資金調達費用	929	725
(うち預金利息)	(728)	(476)
役員取引等費用	732	700
その他業務費用	49	1,648
営業経費 ※1	5,345	5,443
その他経常費用 ※2	377	1,535
経常利益又は経常損失(△)	1,162	△2,054
特別利益 ※3	10	51
特別損失 ※4	7	42
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	1,165	△2,045
法人税、住民税及び事業税	14	39
法人税等調整額	387	465
法人税等合計	402	505
中間純利益又は中間純損失(△)	763	△2,550

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

中間財務諸表

■中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	当中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
株主資本		
資本金		
前期末残高	7,485	7,485
当中間期変動額	—	—
当中間期末残高	7,485	7,485
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	5,875	5,875
当中間期変動額	—	—
当中間期末残高	5,875	5,875
資本剰余金合計		
前期末残高	5,875	5,875
当中間期変動額	—	—
当中間期末残高	5,875	5,875
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1,609	1,609
当中間期変動額	—	—
当中間期末残高	1,609	1,609
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	4,057	3,907
当中間期変動額	—	500
別途積立金の積立	—	—
別途積立金の取崩	△150	—
当中間期変動額合計	△150	500
当中間期末残高	3,907	4,407
繰越利益剰余金		
前期末残高	67	1,021
当中間期変動額	—	—
剰余金の配当	△189	△378
別途積立金の積立	—	△500
別途積立金の取崩	150	—
中間純利益又は中間純損失(△)	763	△2,550
当中間期変動額合計	723	△3,429
当中間期末残高	791	△2,407
利益剰余金合計		
前期末残高	5,735	6,539
当中間期変動額	—	—
剰余金の配当	△189	△378
別途積立金の積立	—	—
別途積立金の取崩	—	—
中間純利益又は中間純損失(△)	763	△2,550
当中間期変動額合計	573	△2,929
当中間期末残高	6,309	3,610

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (平成21年4月1日から 平成21年9月30日まで)	当中間会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年9月30日まで)
自己株式		
前期末残高	△62	△63
当中間期変動額	—	—
自己株式の取得	△0	△0
当中間期変動額合計	△0	△0
当中間期末残高	△62	△63
株主資本合計		
前期末残高	19,033	19,836
当中間期変動額	—	—
剰余金の配当	△189	△378
中間純利益又は中間純損失(△)	763	△2,550
自己株式の取得	△0	△0
当中間期変動額合計	573	△2,929
当中間期末残高	19,606	16,906
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	△3,858	228
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,226	△31
当中間期変動額合計	3,226	△31
当中間期末残高	△631	196
繰延ヘッジ損益		
前期末残高	△0	—
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	0	—
当中間期変動額合計	0	—
当中間期末残高	△0	—
土地再評価差額金		
前期末残高	1,599	1,599
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	—
当中間期変動額合計	—	—
当中間期末残高	1,599	1,599
評価・換算差額等合計		
前期末残高	△2,259	1,827
当中間期変動額	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,227	△31
当中間期変動額合計	3,227	△31
当中間期末残高	967	1,795
純資産合計		
前期末残高	16,774	21,664
当中間期変動額	—	—
剰余金の配当	△189	△378
中間純利益又は中間純損失(△)	763	△2,550
自己株式の取得	△0	△0
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,227	△31
当中間期変動額合計	3,800	△2,961
当中間期末残高	20,574	18,702

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

■中間財務諸表

前中間会計期間及び当中間会計期間の中間財務諸表は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査証明を受けております。

■中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

- 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
- 有価証券の評価基準及び評価方法
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 固定資産の減価償却の方法
(1)有形固定資産（リース資産を除く）
有形固定資産は、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：2年～50年
その他：2年～20年
(2)無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
(3)リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 引当金の計上基準
(1)貸倒引当金
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は3,637百万円です。
- 投資損失引当金
投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
- 賞与引当金
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。
数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生する翌事業年度から費用処理
なお、会計基準変更時差異（2,385百万円）については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認められる額を計上しております。
- 偶発損失引当金
偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。
- 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準
外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- リース取引の処理方法
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

- 金利リスク・ヘッジ
金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号）注14により、金利スワップ取引に係る金銭の受払の純額等を当該資産等に係る利息に加減して処理しております。
 - 為替変動リスク・ヘッジ
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。
ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
9. 消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

■中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

（資産除去債務に関する会計基準）
当中間会計期間から、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。
これにより、経常損失は0百万円、税引前中間純損失は24百万円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は36百万円です。

■追加情報

（役員退職慰労引当金）
当行は、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、平成22年6月29日開催の定時株主総会において、役員退職慰労金を打ち切り支給することを決議したため、当中間会計期間において打ち切り支給分の役員退職慰労金116百万円を取崩し、「その他の負債」に含めて表示しております。

（連結子会社の吸収合併）

当行は、平成22年5月19日開催の取締役会において、株主総会の承認及び関係官庁の承認を待たれることを条件として、平成23年4月1日を合併期日として当行の100%連結子会社である仙銀カード株式会社を当行に吸収合併することを決定し、合併契約書を締結いたしました。その後、平成22年6月29日に開催しました当行の第89回定時株主総会において合併契約は承認されました。
結合当事業の名称及び事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要
(1)結合当事業の名称及びその事業の内容
① 結合企業 名称 株式会社 仙台銀行（当行）
② 被結合企業 名称 仙銀カード株式会社（事業内容 クレジットカード業務）
(2)企業結合の法的形式
株式会社仙台銀行を存続会社、仙銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併
(3)結合後企業の名称
株式会社仙台銀行
(4)取引の目的を含む取引の概要
当行と仙銀カード株式会社において重複しているクレジットカード業務を当行に集約することにより、当行グループ全体のクレジットカード業務の営業力強化と効率化を図ります。

■注記事項

- （中間貸借対照表関係）
- | | |
|---|--------|
| ※1. 関係会社の株式総額 | 359百万円 |
| ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,166百万円、延滞債権額は18,642百万円です。 | |
- なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
- ※3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は336百万円です。
なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は105百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は20,251百万円です。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
- ※6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、

中間財務諸表

売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、3,340百万円であり、

- ※7. 担保に供している資産は次のとおりであります。
日本銀行共通担保、為替決済担保、公金事務取扱担保、金融派生商品取引担保として、有価証券82,875百万円、現金預け金0百万円及びその他資産2百万円を差し入れております。
また、その他資産のうち敷金保証金は400百万円であり、
- ※8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、117,827百万円であり、このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が117,827百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
- ※9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に基づいて、奥行価格補正等、合理的な調整を行って算出してあります。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,458百万円
- ※10. 有形固定資産の減価償却累計額 5,468百万円
- ※11. 借入金には、他の債務よりも優先の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金8,000百万円が含まれております。
- ※12. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私券(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は1,525百万円であり、

(中間損益計算書関係)

- ※1. 減価償却実施額は下記のとおりであります。
有形固定資産 244百万円
無形固定資産 48百万円
- ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額529百万円、株式等償却872百万円及び貸出金償却13百万円を含んでおります。
- ※3. 特別利益は、償却債権取立18百万円、睡眠預金払戻損失引当金戻入益18百万円及び偶発損失引当金戻入益14百万円であり、
- ※4. 特別損失は、固定資産処分損0百万円、資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額23百万円及び減損損失18百万円であり、
- 減損損失
当中間会計期間において、以下の資産について減損損失を計上しております。
地域 東京都中央区
用途 営業用店舗
種類 建物及びその他の有形固定資産
減損損失額 18百万円
上記の資産グループは、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みであり、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失額として特別損失に計上しております。
資産のグルーピングは、当行の管理会計上の最小区分(営業店単位、相互補完関係にある一部の営業店は当該グルーピング単位、共用資産は銀行全体としてグルーピング)で行っております。
なお、当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、当行の担保評価基準に基づいた合理的な価額等から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間 末株式数	摘要
自己株式					
普通株式	22	0	—	22	(注)
合計	22	0	—	22	

(注) 当中間会計期間における増加は、単元未満株式の買取りによる増加であり、

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

- ① リース資産の内容
有形固定資産
車両運搬具
- ② リース資産の減価償却の方法
中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。
- (2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引
・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

(単位:百万円)

	有形固定資産	無形固定資産	合計
取得価額相当額	64	—	64
減価償却累計額相当額	49	—	49
中間会計期間末残高相当額	14	—	14

・未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

(単位:百万円)

	1年内	1年超	合計
	9	6	15

・支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	7百万円
減価償却費相当額	6百万円
支払利息相当額	0百万円

・減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。

2. オペレーティング・リース取引

・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	1年内	1年超	合計
	9	0	10

(有価証券関係)

子会社及び関連会社株式

(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	—	—	—
合計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式
(単位:百万円)

	中間貸借対照表 計上額
子会社株式	359
関連会社株式	—
合計	359

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(資産除去債務関係)

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

前事業年度末残高(注)	36百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	—百万円
その他増減額(△は減少)	0百万円
当中間会計期間末残高	36百万円

(注) 当中間会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

(重要な後発事象)

当行は、平成22年10月26日開催の取締役会において、当行と株式会社きらやか銀行が、平成23年10月を目処に共同して持株会社を設立する方式により経営統合を行うことについて両行間で検討を開始することを決議しました。また、同日に当行は株式会社きらやか銀行と「経営統合の検討開始に関する基本合意書」を締結しました。